

# 海南市橋梁個別施設計画

令和7年7月

海南市まちづくり部建設課

## 1. はじめに

### 1) 背景

海南市内には、令和7年3月現在で大小あわせ395の管理橋梁があります。

このうち、架設年が判明している91橋の中で、建設後50年を経過した橋梁が占める割合は、44橋（約48%）ですが、今後20年間で66橋（約73%）にまで達することになります。

これら高齢化を迎える橋梁群に対して、従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁の維持管理に要する費用が増大となることが懸念されます。

そのような中、平成26年7月施行された道路法の改正により、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル、道路付属物等について、5年に1度の頻度で近接目視による点検が義務付けられました。

点検結果に基づき、必要な措置を適切な時期に行うことで、従来の対症療法型の維持管理から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型の維持管理への転換を図り、橋梁の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ることが必要となっています。

### 2) 目的

従来の「対症療法型の維持管理」から、定期点検結果に基づき計画的な維持管理を行う「予防保全型の維持管理」へ転換することで、橋梁の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ることを目的とします。

## 2. 対象施設

海南市が管理する道路法第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋、高架の道路橋とします。

## 3. 基本方針

1) 「対症療法型の維持管理」から、定期点検結果に基づき計画的な維持管理を行う「予防保全型の維持管理」への転換を図ります。

2) 定期点検は下記の要領（以下「点検要領」という。）に基づき実施します。

- ・道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）
- ・橋梁定期点検要領（平成31年3月 国土交通省 道路局・国道技術課）

3) 点検要領に基づき、部材区分毎に健全度を評価します。部材の重要度や損傷の状況などを総合的に勘案し、橋毎の健全度を診断することで個別施設の状態を把握します。

#### 健全性の判定区分

区 分		状 態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

- 4) 点検結果は、維持・補修等の計画を立案するうえで参考とする基礎的な資料であるため、適切な方法で記録し、蓄積します。
- 5) 定期点検結果に基づき、必要な対策を適切な時期に効率的・効果的に行い、橋梁の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 6) 定期点検結果及び修繕・更新履歴等はその都度、更新します。

#### 4. 新技術等の活用方針

点検、計画の見直しや長寿命化修繕工事を実施にあたっては、すべての橋梁を対象に設計段階から、NETIS 登録技術や点検支援技術性能カタログなどで新技術の活用を検討し、今後5年間で、事業の効率化や約10%のコスト縮減に向けて取り組みます。

#### 5. 費用の縮減に関する具体的な方針

点検結果や修繕工事の実施状況から、メンテナンスサイクルを確立させ、ライフサイクルコストの縮減に努めます。また、社会経済情勢や施設の利用状況等の変化を反映し、集約化・撤去、機能縮小の検討を行います。2033年（令和13年）までに、2橋程度の集約・撤去を実施し、50万円のコスト縮減を目指します。

#### 6. 計画期間

定期点検は5年に1度の頻度で行うことから、前回の点検時期との間隔を明らかにするため、計画期間は10年間とします。

#### 7. 優先順位の考え方

点検結果に基づき、橋梁等の状態の他、果たしている役割や機能、利用状況等を踏まえ、効率的な維持管理が図れるよう必要措置を講じます。

優先度の評価項目は以下のとおりです。

- ・ 主要部材の損傷状況
- ・ 緊急輸送道路の位置づけ
- ・ 跨道、跨線橋など第三者への影響の有無
- ・ 国道・主要地方道へのアクセス路線の位置づけ
- ・ 市町間を結ぶ路線の位置づけ
- ・ バス路線の位置づけ
- ・ 観光地へのアクセス道路の位置づけ
- ・ 近隣の施設状況（公共施設や避難所の有無）
- ・ 道路示方書の適用時期

## 8. 判定区分の割合

1 巡目(H26～H30)は 392 橋を点検し、このうち早期又は緊急に措置を講ずべき状態の「健全度Ⅲ・Ⅳ」の橋梁は 24 橋で、割合は 6%となっています。

2 巡目(R1～R5)は 391 橋を点検し、7%の 27 橋が「健全度Ⅲ・Ⅳ」となっています。

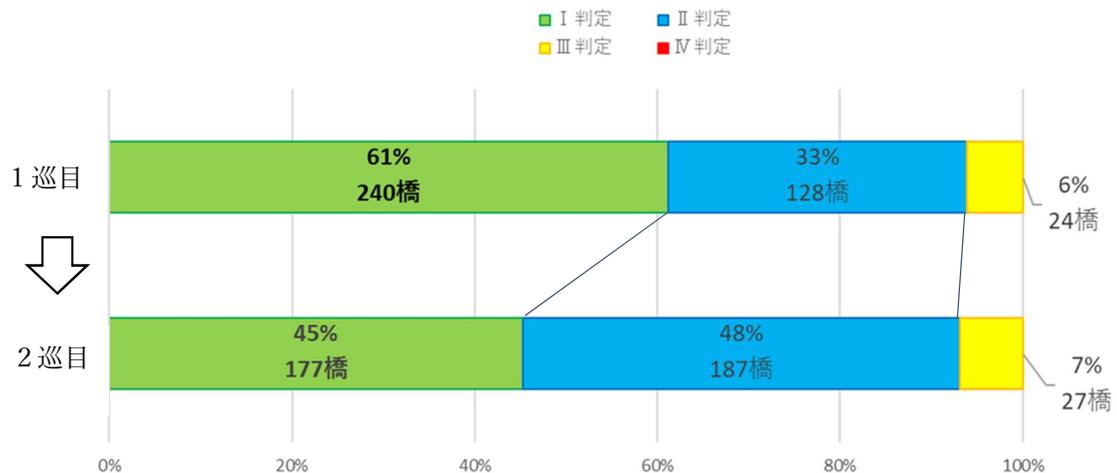


図1 定期点検における判定区分の割合

## 9. 修繕等措置の着手状況

修繕等の措置については、点検の次年度から計画に着手し、次回点検までに修繕等の工事が完了することを目標に対策を行います。

【1巡目】

点検年度 (H26～H30)	対策数 (Ⅲ、Ⅳ判定)	対策状況			
		着手数	着手率	完了数	完了率
H26	0	0	0.0%	0	0.0%
H27	0	0	0.0%	0	0.0%
H28	11	11	100.0%	11	100.0%
H29	8	8	100.0%	8	100.0%
H30	5	5	100.0%	5	100.0%
合計	24	24	100.0%	24	100.0%

【2巡目】

点検年度 (R1～R5)	対策数 (Ⅲ、Ⅳ判定)	対策状況			
		着手数	着手率	完了数	完了率
R1	12	12	100.0%	12	100.0%
R2	8	8	100.0%	5	62.5%
R3	3	3	100.0%	1	33.3%
R4	2	0	0.0%	0	0.0%
R5	2	0	0.0%	0	0.0%
合計	27	23	85.2%	18	66.7%

【3巡目】

点検年度 (R6～R10)	対策数 (Ⅲ、Ⅳ判定)	対策状況			
		着手数	着手率	完了数	完了率
R6	1	0	0.0%	0	0.0%
R7			0.0%		0.0%
R8			0.0%		0.0%
R9			0.0%		0.0%
R10			0.0%		0.0%
合計	1	0	0.0%	0	0.0%

表1 修繕等措置の対策状況





























